

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「感染症防疫作業手当」の次に「及び防疫等作業手当」を加え、同条に次の1項を加える。

4 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他規則で定める家畜伝染病に限る。以下「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。
- (2) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で規則で定めるものに従事したとき。

別表中

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	患家1戸につき 1,000円
----------------------	-----------	----------------

」

を

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	患家1戸につき 1,000円
	防疫等作業手当	第3条第4項第1号の作業 作業に従事した日1日につき 380円 ただし、著しく危険であるとして規則で定める作業に従事した場合には、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額

」

		第3条第 4項第2 号の作業	作業に従事した日1日につき 290円
--	--	----------------------	--------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和元年10月7日から適用する。